

5月31日までに設置を 大切な命守ります 住宅用火災警報器



注意点…住宅用火災警報器が正常に働くためには、維持管理が必要です。ほこりがたまったり電池が切れたりしないよう日頃から点検と手入れをしておきましょう。

住宅火災による全国の死者数が、平成15年から7年連続して1000人を超えています。その住宅火災による死亡原因の約6割が「逃げ遅れ」です。

本市では全ての住宅を対象に、23年5月31日までに「住宅用火災警報器」の設置を義務付けています。

大切な命を守るため、1日も早く住宅用火災警報器を設置してください。取り付け場所は、寝室・台所・階段です。右図参照。

問合せは近くの消防署か消防局予防課(0798・32・7316)へ。

◇悪質な訪問販売に注意
義務化期限が迫ることに伴

い、住宅用火災警報器の悪質な訪問販売が増加することが予想されます。

不審に思う場合は、消費生活センター(0798・64・0999)に相談してください。

なお、訪問販売は契約の解除(クーリング・オフ制度)の対象です。

安全な住まいで 安心して暮らそう

バリアフリー化の費用を助成

市は、住宅などをバリアフリー化(改造)する場合、費用の一部を助成しています。

対象となる工事は下記のとおりです。ただし、来年3月31日までに完了するものに限りです。予定額に達し次第、締め切りますので申請はお早めにお願います。

既存住宅の改造

60歳以上の人(※介護保険の要支援・要介護認定者を除く)と同居している世帯が、既存住宅を高齢者などに配慮した住宅に改造する場合、助成対象工事費の3分の1(上限33万3000円)を助成します。

なお、高齢者円滑入居負担

宅、あんしん賃貸住宅として登録を受けている既存民間住宅の所有者も対象になります。

【工事例】浴室出入口口の段差解消、手すりの設置、階段の滑り止めの取り付けなど

【申請先】住宅政策グループ(0798・35・3761)

【①介護保険の要支援・要介護認定を受けた被保険者と同居している世帯や、②介護保険の対象にならない身体障害者・療育手帳を交付されている人と同居している世帯も対象になる場合があります。①の人は高齢福祉グループ(0798・35・3175)、②の人は障害福祉課(0798・35・3157)へ問合せを

簡易耐震診断を受付

申込は5月17日から

市は、住宅の耐震診断を希望する所有者を対象に「簡易耐震診断」の申込を受け付けます。

募集棟数は約80棟です。

申込は所定の申込書など必要書類を建築指導グループ(市役所南館2階)0798・35・3705)へ。受付順。

申込書は5月17日から同グループで配布します。※住宅の所有者からの申込に限ります

【対象建築物】昭和56年5月以前に着工した住宅(戸建住宅、共同住宅、長屋、住宅部分が過半の兼用住宅) ※建築確認通知書や建築図面(平面図)

があれば、診断がスムーズです

【必要書類】①申込書(印鑑が必要)、②建築年度の分かる書類(建物の登記簿抄本など)、③共同住宅(分譲)の場合は耐震診断の実施に関する総会か理事会の議事録(写し)、長屋の場合は申込棟の所有者全員の同意書

【費用】木造戸建住宅…3000円▽木造以外の戸建住宅…6000円 ※共同住宅や長屋などは問合せを

市営住宅の 住み替え募集

申込書の配布は5月17日～

市は、市営住宅の住み替え募集を行います。

募集住宅の概要など詳しくは

申込案内書をご覧ください。

問合せは西宮市営住宅北部管理センター(0798・35・5028)へ。

【申込資格】現住宅に3年以上上居住していること▽収入基準に合致すること▽家賃滞納が全く無いこと▽①重度の要介護、②障害または疾病、③高齢、④世帯人員の増減、⑤生活環境の変化のいずれかの理由で現在の住宅での生活に支障があること

【募集戸数】27戸

【申込案内書の配布】5月17日～24日に西宮市営住宅北部管理センター(市役所東館1階)、南部管理センター(市役所南館1階)で

【申込】申込案内書に添付している申込書を5月24日(消印有効)までに西宮市営住宅北部管理センター(T662-0918六湛寺町3-1)へ郵送を。重複申込不可 ※次回の住み替え募集は10月の予定

【応募方法】所定の申込書に「環境学習を通じた持続可能なまちづくりについて」をテーマにした小論文(800字×1200字)を添えて、郵送かEメールで5月10日～6月10日(郵送の場合消印有効)に環境都市推進グループ(T662-18567六湛寺町10-3市役所本庁舎8階)0798・35・3476 Vo.kanhozen@nishi.or.jp)へ。持参も可 ※申込書は同グループで配布しているほか、市のホームページの「市政情報」の中の「情報の公開」の「審議会情報」からダウンロード可

【義援金にご協力を】市は、西宮市社会福祉協議会と連携して義援金を募集しています。義援金は日本赤十字社を通じて被災地に送られます。

【募金箱設置場所】市役所本庁舎1・2・6階、各支所、夙川市民サービスセンター、水道局、中央公民館、中央・北口・鳴尾図書館、西宮市国際交流協会

【義援金の募金状況】1370万8059円(4月28日現在)

東日本大震災 市の支援状況

東日本大震災の被災地支援について、現在は甚大な被害を受けた宮城県南三陸町を重点的に支援しています。継続中の職員派遣など5月1日現在の支援状況の一部についてお知らせします。詳細については市のホームページにも掲載しています。

【職員派遣】

- ①南三陸町への行政機能支援等
- ・4月11日から災害広報紙の発行等の広報業務の支援のため職員1人を交代で派遣
- ・4月15日～18日に、子どもたちの心のケアや学校再開準備の支援のため、教育委員会職員2人と大学生12人を派遣

【義援金に協力】

市は、西宮市社会福祉協議会と連携して義援金を募集しています。義援金は日本赤十字社を通じて被災地に送られます。

【募金箱設置場所】市役所本庁舎1・2・6階、各支所、夙川市民サービスセンター、水道局、中央公民館、中央・北口・鳴尾図書館、西宮市国際交流協会

【義援金の募金状況】1370万8059円(4月28日現在)

西宮市環境審議会 委員3人を 公募します

市は、西宮市環境審議会の委員のうち3人を公募します。

同審議会は、本市の環境施策の推進について必要な事項の審議を行います。

【対象】平成23年7月1日現在、20歳以上の市内在住・在勤者(本市の他の審議会等委員、市職員、市議会議員を除く)

【任期】平成23年7月1日～25年6月30日

【応募方法】所定の申込書に「環境学習を通じた持続可能なまちづくりについて」をテーマにした小論文(800字×1200字)を添えて、郵送かEメールで5月10日～6月10日(郵送の場合消印有効)に環境都市推進グループ(T662-18567六湛寺町10-3市役所本庁舎8階)0798・35・3476 Vo.kanhozen@nishi.or.jp)へ。持参も可 ※申込書は同グループで配布しているほか、市のホームページの「市政情報」の中の「情報の公開」の「審議会情報」からダウンロード可

【選考】書類審査と面接

固定資産税・都市計画税

軽自動車税、自動車税(県税)

納期限はいずれも5月31日

固定資産税・都市計画税、軽自動車税、自動車税の納期限は5月31日です。納税通知書の発送日は次のとおり。

【発送日】固定資産税・都市計画税…5月10日▷軽自動車税、自動車税…発送済み

【問合せ先】固定資産税・都市計画税…資産税グループ(0798・35・3269)▷軽自動車税…税務管理グループ(0798・35・3209)▷納税について…納税グループ(0798・35・3287)▷自動車税…県西宮県税事務所(0798・39・6113)

※コンビニエンスストアでも納税できます。取扱店舗は納税通知書をご覧ください

休日納税相談を実施

市は、5月21日(土)・22日(日)に「休日納税相談」を開催します。勤務などの都合で、平日に納税相談に来ることができない人などにご利用ください。なお、当日は正面玄関からお入りください。

問合せは納税グループ(0798・35・3238)へ。

【相談時間・会場】午前9時～午後5時に納税グループ(市役所本庁舎2階)で

※市のホームページ「くらしの手続き」の中の「市税」でも市税や納税について案内しています